

第1章 林地開発許可制度について

1 趣旨

森林は、木材を供給するだけでなく、水を育み、災害を防ぎ、心に安らぎや潤いを与えるなど、私たちの生活にとってとても大切な働きをしています。これらの働きを森林の公益的機能といます。

私たちの生活を豊かにするため未利用地の開発は必要ですが、もし、無秩序な開発が行われると、これらの森林の持つ大切な働きが損なわれ、その結果災害が発生したり、生活を豊かにするための開発行為がかえって生活環境を悪化させるおそれがあります。また、壊してしまった森林の回復には多くの困難と長い年月を要します。

このため、森林において開発行為を行うに当たっては、森林の公益的機能を阻害しないよう適正に行う必要があります。

そこで昭和49年に森林法（以下「法」といいます。）（P.85参照）の一部が改正され、1ha（令和5（2023）年4月1日から、太陽光発電設備の設置を目的とするものについては0.5ha）を超える森林を開発する場合には、知事の許可を受けなければならないとする「林地開発許可制度」が創設され、昭和49（1974）年10月31日から施行されています。

2 許可の対象となる森林（法第10条の2第1項）

許可の対象となる森林は、法第5条の規定に基づく「地域森林計画対象民有林」です。

ただし、保安林及び保安施設地区の区域内の森林は除かれますが、別途保安林解除等の手続が必要となります。

〔参考〕地域森林計画対象民有林についての情報は、HP（とちもりマップ）で公開済です。環境森林部森林整備課、環境森林事務所等（各環境森林事務所及び矢板森林管理事務所）又は市町農林関係課に備えてある森林計画図で確認することもできます。

※関係HP 森林計画データ（森林簿・森林基本図・森林計画図）について

URL：<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d08/20181221.html>



3 許可の対象となる開発行為と規模

許可を必要とする開発行為は、「土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為」で「開発行為の規模が1ha（太陽光発電設備の設置を目的とするものについては0.5ha）を超えるもの」です。

なお、道路のみの新設又は改築の場合は、路肩、曲線部等の拡幅部分を除く有効幅員が3mを超えるもので、土地の形質を変更する面積が1ha（太陽光発電設備の設置を目的とするものについては0.5ha）を超える行為が対象となります。（法施行令第2条の3）

開発行為面積が1ha（太陽光発電設備の設置を目的とするものについては0.5ha）以下の場合

は、法第10条の8に基づき、伐採届の提出が必要となります。（提出先は、森林の所在地の市町です。）なお、人格・時期・実施個所等の相違にかかわらず、開発行為に一体性があり、その規模が1ha（太陽光発電設備の設置を目的とするものにあつては0.5ha）を超える場合は、林地開発許可が必要となります。

4 許可の基本的事項

開発行為の許可申請があつたときは、次の事項について審査を行い、すべてに該当しない場合は、開発行為を許可することとなります。（法第10条の2第2項）

- (1) 周辺地域に土砂の流出や崩壊等の災害を発生させるおそれがあること。
- (2) 水害防止機能に依存する地域に水害を発生させるおそれがあること。
- (3) 周辺地域の水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
- (4) 周辺地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

5 許可の条件(P.83参照)

知事は、開発行為の許可に条件を付すことができます。この許可の条件は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要な最小限度のものです。（法第10条の2第4項及び第5項）

6 意見の聴取

知事は、開発行為の許可をしようとするときは、栃木県森林審議会及び関係市町長の意見を聴かなければなりません。（法第10条の2第6項）

なお、各市町には土地利用調整基本計画等の土地利用計画がありますので、事前に十分計画の協議を進める必要があります。

7 監督処分

知事は、次のいずれかに該当する者に対し、開発行為の中止や復旧に必要な行為を行うことを命じることができます。（法第10条の3第1項）

- (1) 許可を受けないで開発行為を行った者
- (2) 許可条件に違反して開発行為を行った者
- (3) 偽りその他不正な手段により許可を受けて開発行為を行った者

また、知事は、上記命令を受けた者が、正当な理由がなくて当該命令に従わなかつたときは、その旨及び当該命令に係る森林の土地の地番その他必要な事項を公表することができます。

（法第10条の3第2項）

8 許可の対象外

次のいずれかに該当する開発行為は、林地開発許可が不要です。（法第10条の2第1項）

ただし、(1)又は(3)に該当する場合には、あらかじめ知事と協議することが必要です。

- (1) 国又は地方公共団体が行う場合

- (2) 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行う場合
- (3) 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で規則第5条に定める事業を施行する場合（P.91 参照）

9 機能の高い森林の保全

次に掲げる森林における開発行為は、「4 許可の基本的事項」に掲げた事項に該当する場合が多いと考えられますので、できる限り避けるよう努めてください。

- (1) 地域森林計画において樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべきものとして定められている森林
- (2) 地域森林計画において森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要があるものとして定められている森林
- (3) 市町村森林整備計画において公益的機能別施業森林区域内に存する森林

10 不服申立及びその特例

- (1) 不服申立について

法第10条の2に規定する処分に不服がある場合、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、知事（権限移譲市町においては、当該市町長）に対して審査請求をすることができます。

- (2) 取消訴訟について

法第10条の2に規定する処分に不服がある場合、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づき、県（権限移譲市町においては、当該市町）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (3) 不服申立の特例について

法第10条の2に規定する処分に不服がある場合のその不服の理由が、鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、上記(1)の審査請求に代えて、公害等調整委員会に対して不服の裁定の申請をすることができます。（法第190条）

また、この場合における訴えについては、公害等調整委員会による裁定に対してのみ提起することができます。

11 罰則

法第10条の2（開発行為の許可）第1項の規定に違反して開発行為をした者や、許可に付した同条第4項の条件（擁壁、排水施設その他の森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設を設置し、又は維持管理すべきことを内容とするものに限る。）に違反し、開発行為をした

者、法第10条の3第1項（監督処分）の規定による命令に違反した者は3年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処すると規定されています。（法第206条）